

# 私たちの手で支えあいの地域をつくる

## ～地域支えあいマップを広めよう～

### ● 少子高齢社会だからこそ 共助の取り組みを進めることが大切

住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けるためには、自助・共助・公助の「3つの助」を理解して、できることを実践していくことが大切だと言われています。

自助とは、住民一人ひとりが豊かな生活を送るために自ら努力すること

共助とは、同じ地域に暮らす住民が、豊かな地域づくりのために協力・協働すること

公助とは、法や制度に基づき提供される公的サービスのこと

この3つの「助」はいずれも大切なことですが、近年では、住み慣れた地域で暮らしていくために、同じ地域で暮らす住民同士の助けあいである、「共助」が特に重要視されています。

### ● 「地域支えあいマップ」とは

この共助を進めるための一つの取り組みとして、「地域支えあいマップ」があります。

これは、社会福祉協議会が進める「愛の福祉ネットワーク事業」の取り組みの一つで、近所同士の見守りや助けあいを進めるために、住民が主体となって取り組みます。

例として、図のように、100世帯ほどの地域を一つの単位とした大きな地図の中に、一人暮らしの高齢者がどこに住んでいるのか、その高齢者とつながりのある地域の住民は誰でどんな関わりがあるのか、その高齢者が困っていることは何か、などを書き込んでいきます。

この作業をとおして、地域のつながりや困りごとを抱えた世帯の状況などが見えてきます。そして、その状況から導き出される課題をもとに、地域での見守りの体制づくりや困りごとへの対応を検討し、実践していきます。

地域の住民だけでは対応できない課題は、公助の活用や町全体を対象に活動しているボランティア団体など（例えば「あしたの会」）につなげていきます。一人ひとりが持っている情報は小さなものですが、みんなが持っている情報を地図に書き込んでいくことで、多くの発見があります。

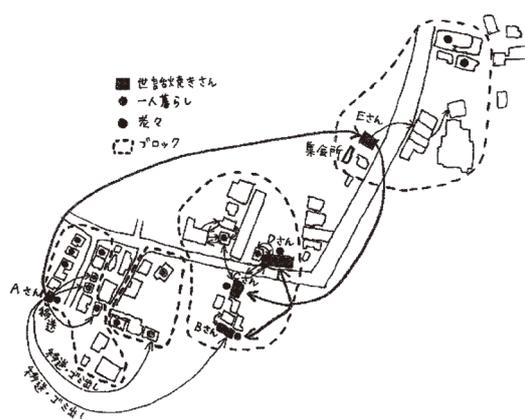
### ● これからの取り組み

芦屋町では、現在9地区でこの地域支えあいマップ作りに取り組んでいます。あなたの地区でも取り組んでみませんか。

▶ 問い合わせ 芦屋町社会福祉協議会 (☎222局2866)



同じ地域で暮らす住民同士が課題に取り組む



地域支えあいマップのイメージ図

# くらしの情報

## 問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更・中止となる場合があります。

## 健康・福祉

### 11月8日はいい歯の日です

定期的に歯科健診を受けましょう。むし歯や歯周病、オーラルフレイル（口の機能低下）の予防には、セルフケアとあわせて歯科医院での健診が重要です。1年に1回はかかりつけ歯科医院で歯と口の健康をチェックし、生涯自分の歯で健やかに過ごしましょう。

▽問い合わせ 健康づくり係 ☎ 223局3533

### みんなで元気になろうや！ 講座に参加しませんか

運動不足の解消や生活習慣の改善にウォーキングを取り入れてみませんか。みんなで1万歩めざして歩いてみましょう。

▽とき 11月12日 9時～午前9時30分  
（正午（9時15分から受け付け））

▽ところ 中央公民館4階

▽内容 町内をウォーキング

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽持ちこてるもの 健診結果表、筆記用具、水分補給できるもの、動きやすい服装

▽申し込み 11月9日 9時までに、健康づくり係 ☎ 223局3533

### 健康測定会を行います

▽とき 11月13日 9時～午前10時

▽ところ 中央公民館4階

▽内容 血管年齢測定・骨密度測定・肌年齢測定

▽定員 30人

▽参加費 無料

▽申し込み 11月12日 9時までに食生活改善推進会事務局（健康づくり係内）☎ 223局3533

### 認知症介護者の集い・ 認知症予防教室を行います

#### 1 認知症介護者の集い

認知症の人の介護は戸惑いが多い、「今の介護の仕方でいいのかわからない」「自分のしたいことができない」「いら立つ気持ちが抑えられない」など介護をした人にしかわからない経験を持つ皆さんが集まり、より

よい介護ができるように「認知症介護者の集い」を行います。

▽とき 11月26日 9時～午前10時

▽ところ 中央公民館2階

▽対象 認知症の人を介護している人や経験者

▽内容 座談会を中心とした情報交換・知識の習得

▽定員 10人

▽参加費 無料

▽申し込み 11月20日 9時までに高齢者支援係 ☎ 223局3533

#### 2 認知症予防教室

認知症は誰もがなり得る身近なもので、症状が出る前から取り組むことが大切です。

教室では、頭と体を同時に使った複合運動（コグニサイズ）で脳の活動を活発にする方法を学び、自宅でも継続できる運動で、認知症を予防します。

▽とき 12月2日・9日・16日の毎週水曜日（全3回）・午前10時～11時

▽ところ 山鹿公民館集会所

▽対象 65歳以上の介護認定を保持しない人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽申し込み 11月25日 9時までに高齢者支援係 ☎ 223局3533



# 健康・福祉

## 風しんに対する追加対策

昭和37年4月2日から54年4月1日までに生まれた男性は、今までに風しんの定期予防接種の機会がなく、抗体保有率もほかの年代に比べて低いことから、抗体検査と定期予防接種を無料で行っています。

- ①風しん抗体検査を受ける
- ②抗体価が低い人に定期接種として風しん予防接種を行う

※風しん予防接種の際には、抗体検査の結果を提出する必要があります。

抗体検査と予防接種を受けるにはクーポン券が必要です。対象者にはクーポン券を郵送済みです。クーポン券がない人は、問い合わせてください。

★注意 クーポン券の有効期限は令和3年3月31日(木)です。期限内に使用してください。  
▽問い合わせ 健康づくり係(☎223局3533)

## 相談

### 人権生活相談

毎月2回の定例相談のほかに、

随時相談を受けています。

◎11月12日(木) 土肥孝明相談員

◎11月26日(木) 橋本求相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 芦屋東公民館

▽相談内容 人権に関することや

生活、就職、進学相談など

※定例日以外の相談は、直接相談員に連絡してください。

◎土肥相談員(高浜町21番18号☎222局0044)

◎橋本相談員(幸町8番18号☎223局3203)

## コロナ禍から暮らしを守る生活困窮者電話相談会

生活困窮状態にある皆さんの経済的な課題に加え、仕事や生活、住まいなど、これからの生活に不安を抱いている人たちの相談に応じ、少しでも安心して年越しをしてもらえるよう、可能な限りの支援を行うことを目的として、相談会を開催します。



▽とき 12月5日(土)・午前10時～午後4時

▽相談方法 電話相談(☎092-722局4131)

▽相談内容 次のような相談に司

法書士が無料で応じます。必要に応じ、行政機関への同行などの支援も行います

①生活保護受給

②借金問題

③新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活困窮や解雇、雇い止めなど

▽問い合わせ 福岡県司法書士会事務局(☎092-722局4131)

## 成年後見制度の無料出張相談と講演会

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、生活費の管理がうまくできなくなったり、悪質な訪問販売で必要のない物を買わされたりするなどの問題が出てくる可能性があります。成年後見制度とは、このような人の権利や財産を守る制度です。

### 1 無料出張相談

北九州成年後見センターの職員(社会福祉士など)が相談に応じます。

▽とき 11月25日(木)・午後2時～5時

※1人1時間以内

▽ところ 遠賀町中央公民館(遠賀町大字今古賀)

▽対象 町内在住の人とその家族

や関係者

▽定員 3人(先着順)

▽費用 無料

▽申し込み 11月5日(木)から遠賀町地域包括支援センター(☎293局1234)へ

※2カ月に1回、遠賀郡3町出張相談が行われます。芦屋町は、令和3年1月に開催予定です。

※開催日時などは広報あしやでお知らせします。

### 2 成年後見制度講演会

成年後見制度がどのような制度か知りたいという人や、親族のことで利用を検討している人などに成年後見制度をより身近に感じてもらう、権利擁護に関する理解を深めるための講演会です。基本的な知識を得るきっかけとして、皆さんも参加しませんか。



▽とき 12月15日(木)・午前11時～正午(10時30分から受け付け)

▽ところ 遠賀町中央公民館2階(遠賀町大字今古賀)

▽内容 知っておきたい成年後見制度

▽講師 篠原博幸さん(一般社団法人北九州成年後見センター)

▽内容 知っておきたい成年後見制度

▽講師 篠原博幸さん(一般社団法人北九州成年後見センター)

▽講師 篠原博幸さん(一般社団法人北九州成年後見センター)

会福祉士)

▽定員 各町50人(先着順)

▽費用 無料

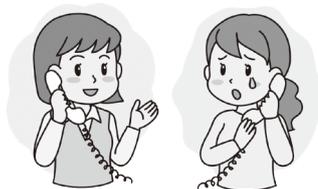
▽申し込み・問い合わせ 12月8日

※までに芦屋町地域包括支援センター(☎223局3581)へ

※事前予約制です。

### 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

11月12日(困)から18日(困)までの1週間を「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力、職場でのセクハラ、ストーカーなど、女性に関する人権問題の相談を受け付けます。



法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず相談してください。

▽受付時間 平日(午前8時30分～午後7時、土曜日・日曜日(午前10時～午後5時)

▽全国共通相談電話番号 ☎0570-070-810

※強化週間以外でも女性の人権に関する電話相談を、平日の午前

8時30分～午後5時15分に受け付けています。

▽問い合わせ 福岡法務局人権擁護部(☎へ092)739局4151)

### 募集

#### 芦屋町お米購入補助券取扱店の募集

新型コロナウイルス感染症拡大の影響をうけ、米の消費拡大と町民の家計負担軽減を目的として、2000円分の芦屋町お米購入補助券を配布します。そこで、芦屋町お米購入補助券の取扱店を募集します。



▽対象 芦屋町内で、米の販売を行っているっており、お米購入補助券の取り扱いに協力できる店舗

▽取扱期間 11月中旬～令和3年1月31日(日)

▽申し込み 申込書に必要事項を記入して11月1日(日)から9日(日)

までに、持参・郵送(〒8071019 芦屋町役場産業観光課農林水産係)、ファクス(22

3局3927)で提出してください。

※申込書は、産業観光課窓口で配布しています。

▽問い合わせ 農林水産係(☎223局3544)

#### 会計年度任用職員を募集

##### ●事務補助員

▽任期 12月1日(日)～令和3年3月31日(日)

※更新なし。

▽募集人数 1人

▽業務内容 文書作成、入力補助、窓口、電話応対など

▽勤務地 役場総務課

▽勤務時間 午前9時～午後4時(休憩60分)

▽勤務形態 週5日勤務(土日祝日休み)

▽報酬 月額5386円

▽保険 社会保険・雇用保険

▽応募要件 普通自動車運転免許を持つている人

▽試験内容 個人面接

※日程は担当課より連絡します。

▽申し込み・問い合わせ 11月13日(日)までに申込書に必要事項を記入のうえ、人事係(☎223局3574)へ提出(郵送可)。

ただし、11月13日(日)必着) ※申込書は、総務課窓口を設置しています。また町のホームページからダウンロードできます。 ※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募できません。 ※地方公務員法の各規定(守秘義務、職務専念義務、懲戒処分など)が原則適用となります。

#### 福岡県町村議会議長会職員採用試験

▽試験日 1次試験(書類選考)、2次試験(12月19日(日))、3次試験(令和3年1月中旬)

▽試験会場 福岡県自治会館(福岡市博多区)

▽申込受付期限 11月17日(日)まで

▽採用予定人数 1人(一般事務)

▽採用予定日 令和3年4月1日(日)

▽受験資格 特になし

▽申し込み・問い合わせ 福岡県町村議会議長会事務局(☎へ092)651局2958)

※試験案内・申込書は、事務局で配布しています。また議長会のブログからもダウンロードできます。職場見学も随時受付中です。

議長会ブログ



# お知らせ

## 電気料金支援給付金の

申請期限は11月30日までです

新型コロナウイルスの感染症予防のため新しい生活様式を取り入れ、在宅時間が長くなることにより増加する電気料金を支援するため、電気料金支援給付金（1世帯あたり1万円）を給付しています。

まだ申請を行っていない世帯の人は、11月30日までに忘れずに申請してください。

※期限後の申請は受け付けできません。

▽問い合わせ 健康づくり係（☎223局3533）

## おめでとう

### 二十歳の祭典〜成人式〜

▽とき 令和3年

1月10日（日）・午後

3時から式典

（午後2時15分から受け付け）



▽ところ 町民会館大ホール

▽対象 町内に住んでいる、平成12年4月2日〜13年4月1日に生まれた人

※対象者には、案内状を発送しています。同封のがきで出欠を

お知らせしてください。

※当日は案内状の封筒を持参してください。

※学校や仕事の都合で町外に住んでいる人でも、町内の小・中学校に在籍していた人は参加できます。希望する人は、11月19日（日）までに申し込んでください。

▽問い合わせ 社会教育係（☎223局3546）

## 防災無線の訓練放送

▽とき 11月5日（日）

午前10時ごろ

▽内容 Jアラート



を活用した全国一斉の緊急地震速報訓練が行われます。

芦屋町では、防災行政無線による訓練放送（屋外スピーカー）が流れます。

【放送内容】♪上りチャイム音♪

「こちらは、芦屋町です。ただ今

から訓練放送を行います」

♪緊急地震速報チャイム音♪

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です」×

3回「こちらは、芦屋町です。これで訓練放送を終わります」

♪下りチャイム音♪

▽問い合わせ 庶務係（☎2223

局3572）

## 募金のご協力をお願いします

### 1 日本赤十字募金

国内外で発生した自然災害支援活動や救済物資活動などを支えていくため、今年度も赤十字募金の募集運動を行います。赤十字運動を資金面で支えるため、自治区などを通じて皆さんからの募金をお願いしています。

▽募金の期間 11月2日（日）〜12月

11日（金）

### 2 更生保護募金

法務大臣の委嘱を受けた保護司の主な活動は、罪を犯した人たちの改善・更生を助け、再犯を防止することや、犯罪・非行の予防などに関することです。その保護司の活動費は皆さんの浄財や保護司が納める会費などによって運営されています。保護司の活動を支えるため、今年度も自治区などを通じて募金をお願いしています。

▽募金の期間 11月2日（日）〜12月

25日（金）

### 【共通項目】

▽募金方法 自治区の区長や組長が各家庭を訪問して呼びかける募金、または役場1階総合案内に設置した募金箱への募金

※訪問での募金の呼びかけが終わった自治区もあります。

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係（☎2223局3530）

## 芦屋町老朽危険家屋等解体補助金制度の対象拡充

町内の老朽危険家屋などを解体する人に対し、町の定める家屋の老朽度の判定基準の値が一定以上のものであれば補助金を助成する制度ですが、10月1日（日）の内容が拡充されました。今後は事務所や店舗など、住宅以外の家屋も対象となり、上限も50万円から100万円に引き上げられます（ただし、基準となる金額があります）。※詳しくは、住宅係に問い合わせてください。



▽問い合わせ 住宅係（☎2223局3540）

## 通電火災に注意してください

停電から電力が復旧した際、傷ついたコードやゴミが付着したコンセントから出火する通電火災が発生する恐れがあります。このた



め、地震や台風などの災害から避難する際は、ブレーカーを「切」にするのが大切です。

また、避難から自宅に戻り、ブレーカーを「入」にする前に、漏水などにより電気機器が破損していないか、コードが損傷していないかなど確認する必要があります。電力復旧後、煙の発生などの異常を発見した場合は、ただちにブレーカーを「切」にし、遠賀郡消防本部へ連絡してください。

▽問い合わせ 遠賀郡消防本部警防課 (☎293局8124)

### 中央公民館講座 茶の湯釜名品鑑賞会

芦屋釜の里で開催する出前講座です。開園25周年で特別展示されている住友コレクションの



の名品と復興芦屋釜の鑑賞会を行います。釜の見どころを学芸員が分かりやすく解説します。

▽とき 11月21日(土)・午前10時～正午

▽ところ 芦屋釜の里

▽講師 新郷英弘さん(芦屋釜の里学芸員)

▽定員 20人(先着順)

▽参加費 無料

▽申し込み 11月3日(火)から・午

前9時～午後5時に、中央公民館(☎222局1681)へ  
※月曜日は休館です。

### 郷土史跡巡り疫病退散ツアー

コロナ禍の中、

町内に散在する災厄・疫病に関する史跡を徒歩で巡り、人が禍といかに向き合い、対処してきたかを考えます。



▽とき 11月22日(日)・午前9時から

▽ところ 芦屋町内

▽定員 10人(先着順)

※小学生以下は保護者同伴

▽参加料 100円(資料代)

▽申し込み 11月4日(火)～11日(水)・午前9時～午後5時に芦屋歴史の里(☎222局2555)へ

※歩きやすい服装・靴で参加してください。

※月曜日は休館です。

### ギャラリーあしや特別展 あしやナールくみなの個展

▽とき 12月5日(土)～20日(日)・午前9時～午後5時

▽ところ 中央公民館3階

▽内容 芦屋町を中心に、福岡県内より集まったアーティストた

ちの作品展です。平面・立体、大きさ、画材、技法などが異なる個性的な作品の数々を一齐に展示します

▽問い合わせ ギャラリーあしや(中央公民館3階事務室☎222局1681)

※月曜日は休館です。

### 浄化槽適正管理のお願い

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水処理する装置です。浄化槽の保守点検、清掃、



法定検査の定期的な実施は浄化槽法で義務づけられています。浄化槽の適正な管理をお願いします。

▽定期点検の実施頻度 保守点検 4ヵ月に1回以上、清掃 1年以上、法定検査 設置後の初検査は設置から3ヵ月～5ヵ月以内に1回、以降は年1回

▽問い合わせ 下水道係(☎222局3549)

### 令和2年分の 年末調整説明会を中止します

新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、毎年11月



国税庁ホームページ

に開催している年末調整説明会を中止します。年末調整に関する各種情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

▽問い合わせ 若松税務署 法人課税第一部門(☎761局2694)

### 行事中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していたイベントなどを次のとおり中止します。

●図書館講演会

▽問い合わせ 芦屋町図書館(☎223局3677)

●町内卓球大会

▽問い合わせ 芦屋町体育協会(☎222局0188)

### 訂正とお詫び

広報あしや10月15日号の「新婚世帯・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金申請の対象世帯」に誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

(誤) 新婚世帯 平成28年4月1日

子育て世帯 平成28年4月1日

(正) 新婚世帯 平成29年4月1日

子育て世帯 平成29年4月1日

▽問い合わせ 住宅係(☎222局3540)

# 酸性電解水を無償配布しています

▷問い合わせ 庶務係 (☎223局3572)

インフルエンザウイルスなどが流行し始める季節になりました。酸性電解水（電解型次亜塩素酸水）を使用した手指の除菌や拭き取り除菌は、新型コロナウイルス感染症だけでなくインフルエンザなどの感染症予防にも有効であると言われています。町では、引き続き酸性電解水の無償配布を行いますので、さまざまな除菌に活用してください。

日程は下記のとおりです。



と き	ところ	12月以降の予定
当面の間、平日の 午前8時30分～午後5時15分	役場・総合案内横	町民会館、公民館、総合体育館での配布は12月20日回を予定しています。 詳しくは、12月1日発行の広報あしやまたはホームページをご覧ください。
11月22日回 午前10時～午後4時	町民会館 芦屋東公民館 山鹿公民館 総合体育館	

## ▶配布量

1世帯あたり1リットル程度

## ▶準備するもの

ペットボトル容器など

※紫外線で酸性電解水の効果が弱まるので、遮光性の容器が適しています。

## ▶保管方法など

- 涼しく、紫外線が当たらない場所で保管してください。
- アルミホイルなどで容器を包むと効果が持続しやすくなります。
- 正しく保管すると使用期限は約1カ月です。
- 誤飲などを防ぐため、容器には必ず日付けと酸性電解水と明記してください。

## ▶使用方法

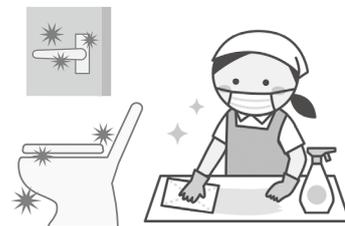
- あらかじめ除菌したい場所の汚れを落してから使用してください。
- 除菌したい場所に、酸性電解水を十分に吹きかけてからペーパータオルで拭いたり、布巾やペーパータオルに十分に含ませて拭いたりしてください。
- 新型コロナウイルスの対策として、使用する場合は、対象物に掛け流して使用することが推奨されています。新型コロナ対策に有効とされる酸性度、濃度で生成していますが、時間の経過や保管状態によっては、濃度が低下します。

## 酸性電解水の使い方例



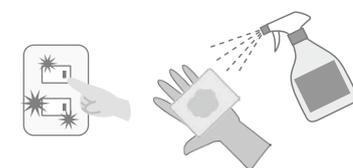
### ●机や手すり、ドアノブ、便器、スイッチなどの除菌

- スプレーで直接噴射。  
場合によっては拭き取る



- ふきんなどに噴射して拭き取る

⑨素材により水拭きをする



# 芦屋歴史紀行 その二百九十四

## 「ふね遺産」に登録された川ひらた

我らが芦屋町の誇る文化財、「川ひらた」が第4回「ふね遺産」として認定されました。これは令和2年7月に開催されたふね遺産審査委員会での審議によるものです。川ひらた以外にもビキニ諸島で被爆した第五福龍丸、太平洋単独横断を果たした堀江健一氏のマーメイド号など8件も同時に認定されています。

果たして「ふね遺産」とは何でしょうか。ふね遺産審査委員会の母体である日本船舶海洋工学会のホームページよりその説明を引用します。「歴史的価値のある「ふね関連遺産」(Ship Heritage)を認定し、社会に周知し、文化的遺産として次世代に伝える。その活動は、国民の「ふね」に関する関心・誇り・憧憬を醸成することになり、歴史的・文化的価値のあるものを大切に保存しようとする国民および政府・地方自治体の気運を高めることを目的とする」としています。公益社団法人日本船舶海洋工学会は、日本の船舶工学と、海洋工学を代表する日本で唯一の学会です。明治30年に

設立され、120年以上の歴史があり、会員数は4000人を超えます。日本学術会議の協力学術研究団体でもあります。

川ひらたの認定理由は、「江戸から明治期にかけて遠賀川およびその周辺の石炭輸送手段であった川ひらたの現存船であること。河川専用の浅喫水船で、状態よく保存されており、当時の産業インフラとして重要な役割を担った歴史を今に伝えるものであること」とされています。平たく言えば船舶の専門家が「川ひらた」を日本史上でも重要な船であることを認めたと、ということなのです。

川ひらたは、明治18(1885)年には7000隻以上の存在が記録されていますが、明治24(1891)年に鉄道が敷設されたことにより、急激に隻数が減少し、最後の1隻が昭和14(1939)年姿を消したと思われていました。しかし、昭和37(1962)年遠賀川の葦の茂った川岸に係留されていたものが再発見されました。史学・民俗学の研究者からはその学術的価値を高く評価され、翌38(1963)年には「福岡県指定文化財(有形民俗



△中央公民館展示 川ひらた

文化財)」となりました。

もう一つ、川ひらたは「近代化産業遺産」にも選ばれています。近代化産業遺産は、日本の経済産業省が認定している産業遺産の分類です。九州・山口の石炭産業発展の歩みを物語る近代化産業遺産群の筑豊炭田からの石炭輸送・貿易関連遺産として平成19(2007)年登録を受けています。

川ひらたが日本の近代化を支えた筑豊の石炭を運ぶ大きな役割を担っていた貴重な文化財であることは、認定・指定・登録と言葉は違いますが、さまざまな分野の専門家の意見が一致するところなのでしょう。川ひらたは中央公民館の裏で常時展示されています。貴重な文化遺産を一度見に来られませんか。

(芦屋歴史の里)

## 編集後記

▼12ページに掲載した「ようこそ先輩」の取材で、「チンパンジー」に関心を持って欲しいという講師の大橋先生(芦屋東小学校卒業生)からの言葉がともに残りました。動物の生活の場である森林が、木材を原材料とする紙の製造のために伐採が進み、結果的にチンパンジーの暮らしを脅かすことに繋がっているというものでした。関係ない・興味がないなどと無関心でいることのないよう、私にできることをやっていきます。まずは、コピー用紙を無駄にしないで、チンパンジーの暮らす森林を守ることに協力したいと思います。(小田)

▼新型コロナ対策として無償配布している酸性電解水を、皆さんにもっと利用してもらいたいと思いいろいろ調べると多くの生活の場面で利用できることがわかりました。ほんのり塩素の匂いがあるので、「瞬」漂白剤みたいだけ大丈夫かな」と思いましたが、厚生労働省のホームページを見ると問題ないことがわかりました。また、洗面所の排水口に使用してみると嫌な臭いが消えたので、除菌ができていような気がします。「厚生労働省 酸性電解水」でネット検索し、厚生労働省のホームページで使用目的に合った使用方法を調べてみてください。(鐵守)